

鳥取県西部広域行政管理組合建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）を行う場合について、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の基本)

第2条 評定は、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事検査規程（平成23年鳥取県西部広域行政管理組合訓令第1号。以下「検査規程」という。）第4条に基づき実施した検査を基に行い、厳正かつ適正に行わなければならない。

(評定の対象)

第3条 評定は、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事執行規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第6号）第2条において準用する米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「建設工事規則」という。）第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。

- (1) 請負金額が130万円以下の工事
- (2) 災害復旧等の緊急応急工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が評定を行うことが不要であると認める工事

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 請負金額が2,000万円以上の工事
 - ア 第1次評定者 建設工事規則第31条第1項の規定に基づく監督員（以下「監督員」という。）及び担当課長
 - イ 第2次評定者 検査規程第3条に規定する検査員（以下「検査員」という。）
- (2) 請負金額が130万円以上2,000万円未満の工事
 - ア 第1次評定者 監督員
 - イ 第2次評定者 検査員

(評定の方法)

第5条 完成検査の評定は、工事成績評定の考査項目別運用表（様式土3-1①から様式土3-1④まで、様式土3-2①から様式土3-2②まで、様式土3-3①から様式土3-3③まで、様式土3-4①及び様式土3-4②又は様式建3-1①から様式建3-1⑧まで、様式建3-2①から様式建3-2④まで及び様式建3-3①から様式建3-3⑧まで）に基づいて実施し、工事成績採点表（様式土1-1及び様式土1-2又は様式建1-1及び様式建1-2）により採点を行うもの

とし、併せて項目別評点内訳書（様式土2又は様式建2）を作成するものとする。

（評定の決定等）

第6条 第1次評定者は、前条の考査項目別運用表及び工事成績採点表に必要な事項を記載し、第2次評定者に提出するものとする。

2 第2次評定者は、第1次評定者から提出された前項の書類に必要な事項を記載し、評定点を算出するとともに、工事成績を決定するものとする。

（総合評定点の通知）

第7条 評定が決定したときは、当該工事の評定点及び項目別評点内訳を当該施工業者に速やかに通知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

工事成績評定の様式一覧(建築・設備関係)

様式名	区分	2000万円以上		2000万円未満				
		評定者	様式番号	評定者	様式番号			
工事成績採点表			建1-1		建1-2			
項目別評定内訳書			建2		建2			
工事成績評定の 考查項目別運用表	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者			建3-1①			
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理		監督員	建3-1②	監督員		
		III 安全対策 IV 対外関係			建3-1③			
		II 工程管理 III 安全対策			課長		検査員	建3-2①
		I 施工管理		検査員	検査員	建3-3①		
		I 出来形		監督員	検査員	建3-1④	監督員	建3-1④
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		検査員	検査員	建3-3②	検査員	建3-3②
		II 品質管理	建築工事	監督員	監督員	建3-1⑤	監督員	建3-1⑤
			電気設備工事、受変電設備工事	監督員	監督員	建3-1⑥	監督員	建3-1⑥
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	監督員	監督員	建3-1⑦	監督員	建3-1⑦
		II 品質管理	建築工事	検査員	検査員	建3-3③	検査員	建3-3③
			電気設備工事、受変電設備工事	検査員	検査員	建3-3④	検査員	建3-3④
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	検査員	検査員	建3-3⑤	検査員	建3-3⑤
		III 出来ばえ	建築工事	検査員	検査員	建3-3⑥	検査員	建3-3⑥
			電気設備工事、受変電設備工事	検査員	検査員	建3-3⑦	検査員	建3-3⑦
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	検査員	検査員	建3-3⑧	検査員	建3-3⑧
	4 工事特性		課長	検査員	建3-2②	検査員	建3-2②	
	5 創意工夫		監督員	監督員	建3-1⑧	監督員	建3-1⑧	
	6 社会性等		課長	検査員	建3-2③	検査員	建3-2③	
	7 法令遵守等		課長	検査員	建3-2④	検査員	建3-2④	

工事成績採点表(2000万円以上)

工事名												契約金額(最終)							
												完成年月日							
請負者名					工期	~					完成検査日								
審査項目		①監督員					②担当課長					③検査員							
		職氏名		①			職氏名		①			職氏名		①					
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0													
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0													
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0								
	III. 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0								
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0													
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ											5.0		2.5		0.0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						20.0												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	7.0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4						10.0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0							
評定点(65±加減点合計)		① 100.0					② 100.0					③ 100.0							
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4												
7. 法令遵守等 ※5							0 点												
評定点合計 ※6		100 点					評定点計-7. 法令遵守等												
所見 ※7		【監督員】					【担当課長】					【検査員】							

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
 ※5 法令遵守等は減点評価のみとする。
 ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各審査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の審査項目別運用表による。
 ※7 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

工事成績採点表(2000万円未満)

工事名												契約金額(最終)							
												完成年月日							
請負者名					工期	~					完成検査日								
考査項目		①監督員					②検査員					③検査員							
		職氏名		①			職氏名		②			職氏名		③					
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I.施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0													
	II.配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0													
2. 施工状況	I.施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0	
	II.工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0								
	III.安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0								
	IV.対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0													
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II.品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III.出来ばえ											5.0		2.5		0.0	-5.0		
4. 工事特性	I.施工条件等への対応 ※2						20.0												
5. 創意工夫	I.創意工夫 ※3	7.0																	
6. 社会性等	I.地域への貢献等※4						10.0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0							
評定点(65±加減点合計)		① 100.0					② 100.0					③ 100.0							
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4												
7. 法令遵守等 ※5							0 点												
評定点合計 ※6		100 点					評定点計-7. 法令遵守等												
所見 ※7		【監督員】					【検査員】					【検査員】							

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
 ※5 法令遵守等は減点評価のみとする。
 ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各考査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の考査項目別運用表による。
 ※7 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

項目別評定内訳書

検査年月日:

米子市

工事名				
請負業者名				
考查項目		評定点	／	満点
項目	細別			
1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.3
	II 配置技術者	／		4.1
2 施工状況	I 施工管理	／		13.0
	II 工程管理	／		8.1
	III 安全対策	／		8.8
	IV 対外関係	／		3.7
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		14.9
	II 品質	／		17.4
	III 出来ばえ	／		8.5
4 工事特性		／		7.3
5 創意工夫		／		5.7
6 社会性等		／		5.2
評定点小計		／		100.0
7 法令遵守等				
評定点		点		

※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります。

1 施工体制

考査項目	細別	a	b	c	d	e																																											
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>削除</th> <th>チェック</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>8 その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>理由:</td> </tr> </tbody> </table>					削除	チェック	評価対象項目			1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。			2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。			3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。			4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。			5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。			6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。			7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。		○	8 その他			理由:	施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。											
削除	チェック	評価対象項目																																															
		1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。																																															
		2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。																																															
		3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。																																															
		4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。																																															
		5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。																																															
		6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。																																															
		7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。																																															
	○	8 その他																																															
		理由:																																															
		該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 該当項目が80%以上90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満.....c ③評価値(%)=評価数/対象評価項目数×100 該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。																																															
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>削除</th> <th>チェック</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 書類及び資料が適切に整理されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td>9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td>11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>12 その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>理由:</td> </tr> </tbody> </table>					削除	チェック	評価対象項目			1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。			2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。			3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。			4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。			5 書類及び資料が適切に整理されている。			6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。		○	7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。		○	8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。		◎	9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。			10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。		◎	11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。		○	12 その他			理由:	配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
削除	チェック	評価対象項目																																															
		1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。																																															
		2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。																																															
		3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。																																															
		4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。																																															
		5 書類及び資料が適切に整理されている。																																															
		6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。																																															
	○	7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。																																															
	○	8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。																																															
	◎	9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。																																															
		10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。																																															
	◎	11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。																																															
	○	12 その他																																															
		理由:																																															
		該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 該当項目が80%以上90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満.....c ③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100 該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。																																															
※1 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工するときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。 なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。																																																	
※2 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条による。																																																	

考査項目	細別	a		b		c		d		e			
		施工管理が優れている		施工管理が良好である		施工管理が適切である		施工管理がやや不適切である		施工管理が不適切である			
2. 施工状況	I. 施工管理	評価対象項目											
		削除	チェック	1 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。		2 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む。)に提出されている。		3 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。		4 施工計画書に、出来形・品質管理のための記載がある。			
				5 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。		6 施工図作成に当たり、関連工事と遅滞なく調整が十分に図られている。		7 工事打合せ書等の工事記録の整備が適時に行われている。		8 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。			
				9 一工程の施工の検査・確認の報告が適時に行われている。		10 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。		11 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。		12 社内検査が計画的に行われている。			
	◎			13 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。		14 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		15 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組が適切に行われている。		16 その他			
	○			理由:									
	○			理由:									
				該当項目が90%以上.....a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。							
				該当項目が80%以上90%未満.....b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。							
				該当項目が60%以上80%未満.....c		③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100							
				該当項目が60%未満.....d		④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。							
				⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。									
	II. 工程管理	評価対象項目											
		削除	チェック	1 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。		2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。		3 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。		4 現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。			
				5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。		6 受注者の責による夜間や休日の作業がない。		7 休日・代休の確保を行っている、		8 近隣住民(入居官署等を含む。)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。			
	◎			理由:									
	○			理由:									
	○			該当項目が90%以上.....a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。							
				該当項目が80%以上90%未満.....b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。							
				該当項目が60%以上80%未満.....c		③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100							
				該当項目が60%未満.....d		④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。							
				⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。									

2 施工状況

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		削除	チェック	評価対象項目		
		<input type="radio"/>		1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 2 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。	安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<input type="radio"/>		3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ、関係者に是正指示している。		
		<input type="radio"/>		4 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。		
		<input type="radio"/>		5 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。		
		<input type="radio"/>		6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。		
		<input type="radio"/>		7 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。		
		<input type="radio"/>		8 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。		
		<input type="radio"/>		9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		
		<input type="radio"/>		10 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		
		<input type="radio"/>		11 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。		
		<input type="radio"/>		12 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。		
		<input checked="" type="radio"/>		13 過積載防止に十分に取り組んでいる。		
		<input type="radio"/>		14 その他		
		理由:				
		該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。			
		該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
		該当項目が60%以上80%未満...c	③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100			
		該当項目が60%未満.....d	④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても○評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。			
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
		削除	チェック	評価対象項目		
		<input type="radio"/>		1 工事施工に当たり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 2 工事施工に当たり、近隣住民(入居官署等を含む。)と適切に協議及び調整を行っている。	対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<input checked="" type="radio"/>		3 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明をするための引き渡し資料を整備している。		
		<input type="radio"/>		4 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		
		<input type="radio"/>		5 近隣住民(入居官署等を含む。)対策を実施し、苦情がない、又は苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。		
		<input type="radio"/>		6 現場のイメージアップに取り組んでいる。		
		<input type="radio"/>		7 その他		
		理由:				
		該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。			
		該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
		該当項目が60%以上80%未満...c	③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100			
		該当項目が60%未満.....d	④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても○評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。			

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	a	b	c	d	e	
		削除	チェック	評価対象項目			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 承諾図等が、設計図書を満足している。	<p>出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 施工図等が、設計図書を満足している。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。			
		◎	<input type="checkbox"/>	6 出来形の管理方法を工夫している。			
		○	<input type="checkbox"/>	7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。			
○	<input type="checkbox"/>	9 その他					
		理由:					
		<p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満...c</p> <p>該当項目が60%未満.....d</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。</p>				

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
		削除	評価対象項目					
		<input type="checkbox"/>	1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。	品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。			工事契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
		<input type="checkbox"/>	2 品質確認記録の内容が適切である。					
		<input type="checkbox"/>	3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。					
		<input type="checkbox"/>	4 躯体工事における施工の品質が良好である。					
		<input type="checkbox"/>	5 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。					
		<input type="checkbox"/>	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。					
		<input type="checkbox"/>	7 その他					
			理由:					
	該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。						
	※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事として評価するものとし、工事比率は、1.0とする。 ※4. 解体工事の場合は評価しない。(評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。)							

工事比率	○
	○
	○

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	b	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 工事比率 </div>	品質管理が優れている	品質管理が良好である	品質管理が適切である	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">評価対象項目</td> </tr> </table>	削除	チェック	評価対象項目																												
		削除	チェック	評価対象項目																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。</td> <td rowspan="7" style="width: 200px; vertical-align: top;"> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 </td> <td rowspan="7" style="width: 100px; vertical-align: top;"> 工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>3 品質確認記録の内容が適切である。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>5 機材及び施工の品質が良好である。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">削除</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">チェック</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>7 その他</td> </tr> </table>	削除	チェック		1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。	削除	チェック		2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。	削除	チェック		3 品質確認記録の内容が適切である。	削除	チェック		4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。	削除	チェック		5 機材及び施工の品質が良好である。	削除	チェック		6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	削除	チェック		7 その他	理由:
		削除	チェック		1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。			工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。																								
		削除	チェック		2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。																												
		削除	チェック		3 品質確認記録の内容が適切である。																												
		削除	チェック		4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。																												
		削除	チェック		5 機材及び施工の品質が良好である。																												
		削除	チェック		6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。																												
削除	チェック		7 その他																														
該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。																																
該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																																
該当項目が60%以上80%未満...c	③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100																																
該当項目が60%未満.....d	④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。																																
※1. 目的物の品質の水準を評価すること。																																	
※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。																																	
※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。																																	

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	b	c	d	e																				
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質管理が優れている		品質管理が良好である	品質管理が適切である	品質管理がやや不適切である																				
	暖冷房衛生設備工事	評 価 対 象 項 目																								
	機械設備工事	<table border="1"> <tr> <td>削除</td> <td>チェック</td> <td>1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。</td> <td rowspan="7"> <p>品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p> </td> <td rowspan="7"> <p>工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p> </td> </tr> <tr><td></td><td></td><td>2 品質確認記録の内容が適切である。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>5 機材及び施工の品質が良好である。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>7 その他</td></tr> </table>	削除	チェック	1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	<p>品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>			2 品質確認記録の内容が適切である。			3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。			4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。			5 機材及び施工の品質が良好である。			6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。			7 その他	
削除	チェック	1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	<p>品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>																						
		2 品質確認記録の内容が適切である。																								
		3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。																								
		4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。																								
		5 機材及び施工の品質が良好である。																								
		6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。																								
		7 その他																								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">工事比率</div> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div>	理由:																								
		<p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満...c</p> <p>該当項目が60%未満.....d</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。</p>																							
		<p>※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法((昭和24年法律第100号)における機械器具設置工事をいう。</p> <p>※2. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし、工事比率は、1.0とする。</p>																								

2 施工状況

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	
		削除	評価対象項目				
		チェック	1 現場又は施工条件の変更時による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。				
			2 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。				
			3 近隣住民(入居官署等を含む。)調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。				
		4 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。					
		5 その他					
		理由:					
	※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
		Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
削除			評価対象項目				
チェック			1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。				
			2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。				
			3 安全衛生管理活動が、積極的に実施されている。				
		4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。					
		5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。					
		6 その他					
		理由:					
※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

審査項目	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 1 延べ面積10,000㎡以上の建物 2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 3 大空間のホール等を有する建物 4 その他(理由:) 詳細評価内容:
	評点(点)	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 5 対象建物の耐震レベル 6 建物機能の特殊性 7 その他(理由:) 【評価技術事例】 ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	評点(点)	
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 9 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む。)の特殊性 10 制約条件があり、施工難度が特に高い場合 11 その他(理由:) 【評価技術事例】 ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
評点(点)		
■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 13 軟弱地盤、支持地盤の影響 14 雨・雪・風・気温等の影響 15 その他(理由:) 【評価技術事例】 ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 評価対象内容:	
評点(点)		
■厳しい周辺環境、社会条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 16 地中埋設物等の作業障害 17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20 その他(理由:) 【評価技術事例】 ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法(昭和28年法律第96号)による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 詳細評価内容:	
評点(点)		
■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 21 12か月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く。) 【災害等での臨機の措置】 22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 23 工事に実施に当たり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 24 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 25 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 27 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 29 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 32 その他(理由:) 詳細評価内容:	
(最大20点)		
評点計(点)	評点(点)	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい。
 ※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
 ※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。
 ※4. チェックした評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目	項目	チェック	評価対象事項
6. 社会性等	地域への貢献等		1 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
			2 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
			3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
			4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
			5 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
			6 その他()
			理由:
	詳細評価内容:		
(評点)	点		

※1. 加点は+10点～0点の範囲とする。

※2. 1項目1点を目安とするが、内容によりそれ以上の点数を与えてもよい。(一項目最大2点までとし、チェック欄に点数を入力する。)

※3. 課長又は検査員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※4. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※5. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※6. チェックした評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

<p>考查項目</p>	<p>法令遵守等の該当項目一覧表</p>	
<p>7. 法令遵守等</p>	<p>評価対象項目</p>	
	<p>措置内容</p>	<p>点数</p>
<p>評点</p>	<p>1 指名停止3か月以上</p>	<p>-20点</p>
	<p>2 指名停止2か月以上3か月未満</p>	<p>-15点</p>
	<p>3 指名停止1か月以上2か月未満</p>	<p>-13点</p>
	<p>4 指名停止2週間以上1か月未満</p>	<p>-10点</p>
	<p>5 文書による警告</p>	<p>-8点</p>
	<p>6 上記該当項目なし</p>	
<p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ※1「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p>		
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 労働者の寄宿舍環境等について労働基準法上(昭和22年法律第49号)違反があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反する不法投棄、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延防止法(昭和31年法律第120号)第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積等の道路交通法(昭和35年法律第105号)違反により、逮捕又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に該当する砂利、砂・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書等により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>		

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																								
		出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である																								
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	評価対象項目																														
		<table border="1"> <tr> <td>削除</td> <td>チェック</td> <td>1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</td> <td rowspan="10"> <p>出来形の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p> </td> <td rowspan="10"> <p>出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p> </td> </tr> <tr><td></td><td></td><td>2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</td></tr> <tr><td>◎</td><td></td><td>5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</td></tr> <tr><td>○</td><td></td><td>9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。</td></tr> <tr><td>○</td><td></td><td>10 その他</td></tr> </table> <p>理由:</p>	削除	チェック	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	<p>出来形の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>			2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。			3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。			4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	◎		5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。			6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。			7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。			8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。	○		9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	○
削除	チェック	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	<p>出来形の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>																												
		2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。																														
		3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。																														
		4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。																														
◎		5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。																														
		6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。																														
		7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。																														
		8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。																														
○		9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。																														
○		10 その他																														
		<p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満...b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満...b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満...c</p> <p>該当項目が50%未満.....d</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。</p>																													
		<p>※1. 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>																														

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
		削除	チェック	評価対象項目						
				1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。					品質の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
				2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。						
				3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。						
				4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。						
				5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。						
			○	6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。						
			○	7 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。						
			○	8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。						
			○	9 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く。)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。						
			○	10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。						
			◎	11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。						
			○	12 その他						
				理由:						
		該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が60%未満.....d		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。						
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。 ※4. 解体工事の場合は評価しない。(評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。)								

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
	電気設備工事	評価対象項目							
	受変電設備工事	削除	チェック						
				1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。			品質の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
				2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。				
				3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。				
				4	品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。				
				5	施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。				
				6	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。				
				7	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。				
				8	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。				
				9	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。				
			10	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。					
			11	運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。					
			12	その他					
			理由:						
			該当項目が90%以上.....a			①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。			
			該当項目が80%以上90%未満...a'			②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
			該当項目が70%以上80%未満...b			③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100			
			該当項目が60%以上70%未満...b'			④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。			
			該当項目が50%以上60%未満...c			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。			
			該当項目が50%未満.....d						
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。						
			※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。						
			※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事として評価するものとし、工事比率は、1.0とする。						
	工事比率								
	◎ ○								
	◎ ○								
	○								
	○								

3 出来形及び出来ばえ

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
	暖冷房衛生設備工事	評価対象項目								
	機械設備工事	削除	チェック					品質の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。	
				1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。					
				2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。					
				3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。					
				4	品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。					
				5	施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。					
				6	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。					
				7	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。					
			◎ ○	8	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。					
			◎ ○	9	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。					
			○	10	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。					
			○	11	運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。					
			○	12	その他					
			理由:							
	工事比率									
		該当項目が90%以上.....a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。						
		該当項目が80%以上90%未満...a'		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。						
		該当項目が70%以上80%未満...b		③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100						
		該当項目が60%以上70%未満...b'		④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。						
		該当項目が50%以上60%未満...c		⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。						
		該当項目が50%未満.....d								
		※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は、1.0とする。								

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
	建築工事	削除	評価対象項目			
		<input type="radio"/>	1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。			
		<input type="radio"/>	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。			
		◎ <input type="radio"/>	3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。			
		<input type="radio"/>	4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。			
		<input type="radio"/>	5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。			
		<input type="radio"/>	6 材料・製品や割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。			
		◎ <input type="radio"/>	7 保身に配慮した施工がなされている。			
	<input type="radio"/>	8 その他				
	理由:	<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。				
	該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。				
	該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。				
	該当項目が80%未満.....c	③評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 × 100				
		④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。				
		⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。				

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

3 出来形及び出来ばえ

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		<input type="checkbox"/>	評 価 対 象 項 目		
	電気設備工事	<input type="checkbox"/>	1 きめ細かな施工がなされている。		
	受変電設備工事	<input type="checkbox"/>	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
		<input type="checkbox"/>	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
	工事比率	<input checked="" type="checkbox"/>	4 環境負荷低減への対策が優れている。		
		<input type="checkbox"/>	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
		<input type="checkbox"/>	6 その他		
			理由： <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。		
			該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 該当項目が80%以上90%未満...b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が80%未満.....c ③評価値(%)=評価数/対象評価項目数×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。		

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修行為等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

3 出来形及び出来ばえ

考查項目	細別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
		削除	チェック	評価対象項目		
	暖冷房衛生設備工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 きめ細かな施工がなされている。		
	機械設備工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
	工事比率	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 環境負荷低減への対策が優れている。		
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 その他		
				理由:		
		<input type="checkbox"/>	出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。			
		該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。			
		該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
		該当項目が80%未満.....c	③評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 × 100			
			④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。			
			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。			

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設備工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修行為等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績評定の様式一覧(土木関係)

様式名	区分	2,000万円以上		2,000万円未満						
		評定者	様式番号	評定者	様式番号					
工事成績採点表			±1-1		±1-2					
項目別評定内訳書			±2		±2					
工事成績評定の 考査項目別 運用表	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者		±3-1①	±3-1①					
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	監督員	±3-1②	監督員	±3-1②				
		Ⅲ安全対策 IV 対外関係		±3-1③		±3-1③				
		II 工程管理 III 安全対策	課長	±3-2①	検査員	±3-2①				
		I 施工管理	検査員	±3-3①		±3-3①				
	3 出来形及び出 来ばえ	II 品質	I 出来形	監督員	±3-1④	監督員	±3-1④			
			II 品質		±3-1④		±3-1④			
		II 品質	I 出来形	コンクリート構造物工事	検査員	±3-3②	検査員	±3-3②		
				土工事		±3-3③		±3-3③		
				護岸・根固・水制工事、ブロック(石)積工(張工)		±3-3④		±3-3④		
				鋼橋工事及びその他鋼構造物		±3-3⑤		±3-3⑤		
				砂防構造物工事及び地すべり防止工事		±3-3⑥		±3-3⑥		
				舗装工事		±3-3⑦		±3-3⑦		
				海岸工事		±3-3⑧		±3-3⑧		
				法面工事		±3-3⑨		±3-3⑨		
				二次製品構造物・小型構造物		±3-3⑩		±3-3⑩		
				基礎工事及び地盤改良工事		±3-3⑪		±3-3⑪		
				コンクリート橋工事		±3-3⑫		±3-3⑫		
				塗装工事		±3-3⑬		±3-3⑬		
				植栽工事		±3-3⑭		±3-3⑭		
				防護柵・標識・区画線等配置工事		±3-3⑮		±3-3⑮		
				港湾築造工事		±3-3⑯		±3-3⑯		
				補強土壁工事		±3-3⑰		±3-3⑰		
				軽量盛土工事		±3-3⑱		±3-3⑱		
				ほ場整備工事		±3-3⑲		±3-3⑲		
				暗渠排水工事		±3-3⑳		±3-3⑳		
				下水道工事		±3-3㉑		±3-3㉑		
				橋梁補修修繕工事		±3-3㉒		±3-3㉒		
				維持補修工事		±3-3㉓		±3-3㉓		
				その他工事		±3-3㉔		±3-3㉔		
				III 出来ばえ		コンクリート・砂防・海岸、土、切土、護岸・根固・水制、ブロック積、鋼橋・水管橋・水門・樋門、地すべり、舗装、法面 基礎、コンクリート橋、塗装、植栽、防護柵、標識、区画線、ほ場整備 暗渠排水、港湾築造、二次製品・小型構造物、補強土壁・軽量盛土、維持補修、下水道、橋梁補修修繕、維持補修、その他		検査員	±3-3㉕	検査員
±3-3㉖									±3-3㉖	
±3-3㉗	±3-3㉗									
4 工事特性	I 工事特性	検査員	±3-3㉘	検査員	±3-3㉘					
5 創意工夫	I 創意工夫	検査員	±3-3㉙	検査員	±3-3㉙					
6 社会性等	I 地域への貢献等	検査員	±3-3㉚	検査員	±3-3㉚					
7 法令遵守等		課長	±3-2②	検査員	±3-2②					
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況				±3-4①	±3-4①					
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)				±3-4②	±3-4②					
別紙1 記入方法及び留意事項										

工事成績採点表(2,000万円以上)

工事名		契約金額(最終)																					
		完成年月日																					
請負者名		工期					～					完成検査日											
審査項目		①監督員					②担当課長					③検査員					④検査員						
		職氏名					職氏名					職氏名					職氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		4.0	0.0	-5.0	-10.0																	
	II. 配置技術者	7.0	3.5	0.0	-5.0	-10.0																	
2. 施工状況	I. 施工管理		4.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0					
	II. 工程管理	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	14.0	7.0	0.0	-7.5	-15.0												
	III. 安全対策	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0	21.0	10.5	0.0	-7.5	-15.0												
	IV. 対外関係	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0					
	II. 品質	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						16.0	12.0	8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0					
	III. 出来ばえ											4.0		2.0		0.0	-5.0						
4. 工事特性	I. 工事特性 ※2																		18.0				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																		10.0				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																		7.0				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0					35.0						
評定点(65±加減点合計) ※1		① 100.0					② 100.0					③ 100.0					④ 100.0						
評定点計		100 点										①×0.17+②×0.14+③×0.4+④×0.29											
7. 法令遵守等 ※4							0 点																
評定点合計 ※5		100 点					評定点計-7. 法令遵守等																
所見 ※6		【監督員】					【担当課長】					【検査員】					【検査員】						

※1 65点+1.～3.の評点(加減点合計)+4.～6.の評定(加点合計)=評定点。各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 法令遵守等の評価は、担当課長が行う。
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各審査項目ごとの採点は、別紙工事成績評定の審査項目別運用表による。
 ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

工事成績採点表(2,000万円未満)

工事名																				契約金額(最終)						
																				完成年月日						
請負者名	工期					~														完成検査日						
審査項目		①監督員					②検査員					③検査員					④検査員									
		職氏名		㊟					職氏名		㊟					㊟										
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	b	c	d	e			
1. 施工体制	I.施工体制一般		4.0	0.0	-5.0	-10.0																				
	II.配置技術者	7.0	3.5	0.0	-5.0	-10.0																				
2. 施工状況	I.施工管理		4.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0								
	II.工程管理	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	14.0	7.0	0.0	-7.5	-15.0															
	III.安全対策	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0	21.0	10.5	0.0	-7.5	-15.0															
	IV.対外関係	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0																				
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0								
	II.品質	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						16.0	12.0	8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0								
	III.出来ばえ											4.0		2.0		0.0	-5.0									
4. 工事特性	I.工事特性 ※2																		18.0							
5. 創意工夫	I.創意工夫 ※3																		10.0							
6. 社会性等	I.地域への貢献等																		7.0							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0					35.0									
評定点(65±加減点合計) ※1		① 100.0					② 100.0					③ 100.0					④ 100.0									
評定点計		100 点 ①×0.17+②×0.14+③×0.4+④×0.29																								
7. 法令遵守等 ※4							0 点																			
評定点合計 ※5		100 点					評定点計-7.法令遵守等																			
所見 ※6		【監督員】					【検査員】					【検査員】					【検査員】									

※1 65点+1.~3.の評点(加減点合計)+4.~6.の評定(加点合計)=評定点。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 法令遵守等の評価は、検査員が行う。
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各審査項目ごとの採点は、別紙工事成績評定の審査項目別運用表による。
 ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

項目別評価内訳書

検査年月日:

米子市

工事名		
請負業者名		
<p style="text-align: center;">考査項目</p>		<p style="text-align: center;">評定点 / 満点</p>
項目	細別	
1 施工体制	I 施工体制一般	/
	II 配置技術者	/
2 施工状況	I 施工管理	/
	II 工程管理	/
	III 安全対策	/
	IV 対外関係	/
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/
	II 品質	/
	III 出来ばえ	/
4 工事特性	I 工事特性	/
5 創意工夫	I 創意工夫	/
6 社会性等	I 地域への貢献等	/
<p style="text-align: center;">評定点小計</p>		/
7 法令遵守等		
<p style="text-align: center;">評定点</p>		点

※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります。

審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	-	適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>削除 <input type="checkbox"/></p> <p>1 施工計画書が、工事着手前に提出されている。若しくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>2 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。</p> <p>3 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>4 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行うなど適正な価格での契約締結に努めているか。</p> <p>5 下請の作業成果が元請により確認されている。(下請契約金額1件当たり500万円以上)</p> <p>6 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>7 工場制作期間における技術者の配置が適切に行われている。</p> <p>8 その他</p> <p>理由:</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>該当項目が80%以上.....b</p> <p>該当項目が80%未満....c</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価数(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> </div> </div>	<p>施工体制に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>施工体制に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>削除 <input type="checkbox"/></p> <p>1 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。</p> <p>2 現場代理人が工事全体を把握している。</p> <p>3 建設工事請負契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の見直しを行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>4 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。</p> <p>5 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>6 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>7 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。</p> <p>8 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。</p> <p>9 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいた優れた判断を行い良好な施工が行われている。</p> <p>10 自社施工義務対象工事を評価する項目</p> <p>11 その他</p> <p>理由:</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80～90%未満....b</p> <p>該当項目が80%未満....c</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> </div> </div>	<p>配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	—	適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		評価対象項目				
		<input type="checkbox"/> 1 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 2 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。 <input type="checkbox"/> 3 市内及び県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は監督員と協議をしている。 <input type="checkbox"/> 4 指示・承諾・協議等が適切に整理されている。 <input type="checkbox"/> 5 建設副産物の再利用等への取組が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 6 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。) <input type="checkbox"/> 7 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 8 現場条件の変化への対応が適切になされている。 <input type="checkbox"/> 9 工事材料が品質に影響がないよう保管されている。 <input type="checkbox"/> 10 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 <input type="checkbox"/> 11 工事全般において、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。 <input type="checkbox"/> 12 その他 理由：			施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目が80%以上・・・b 該当項目が80%未満・・・c	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価数(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()			
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		評価対象項目				
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対して2か月以上連続して10%以上の工程の遅れがなかった。) <input checked="" type="checkbox"/> 2 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。 <input type="checkbox"/> 5 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。 <input type="checkbox"/> 6 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることもなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 7 その他 理由：			工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
		該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80～90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・c	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()			

審査項目	細別	a					b					c					d					e												
		適切である					ほぼ適切である					他の評価に該当しない					やや不適切である					不適切である												
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	評価対象項目																																
		削除	チェック	1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 2 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 3 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。 4 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 5 新規入場者教育の内容に当該工事の現場特性が反映されている。 6 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 7 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 8 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 9 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。 10 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 11 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。 12 その他 理由:																							安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。					安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 該当項目が80~90%未満...b ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。 該当項目が80%未満...c ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項数()																																
	Ⅳ. 対外関係	評価対象項目																																
		削除	チェック	1 関係官公庁等との調整を行いトラブルの発生がない。 2 工事施工に当たり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。 3 地元と調整を行う等十分な配慮を行って施工している。 4 近隣住民からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。 5 第三者からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。 6 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 7 工事目的及び内容を工事看板等により定期的に地域住民、通行者等に分かりやすく周知している。 8 その他 理由:																							対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。					対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 該当項目が80~90%未満...b ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。 該当項目が80%未満...c ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項数()																																

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 () ※評価した工種名を記載すること	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足しているが、そのばらつきが規格値の80%を超える。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ※検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	<p>① 出来形の判定は、工事全般を通じて判定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>					
	II. 品質 工種名 ()	品質の評価が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ※検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d」評価とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は「d」より上位の評価とすることができる。	契約書第17条に基づき、監督員の改造請求を行った。
	<p>① 品質の評価は、工事全般を通じて判定するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事的物の規格をいう。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>					
	品質管理点数が少なく、バラツキの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。					

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている		工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		削除	チェック	評価対象項目			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 工事の進捗を早めるための対策を具体的に実施。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 その他			
		理由:					
		※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する) ※削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	III. 安全対策	安全対策が非常に優れている		安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		削除	チェック	評価対象項目			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 建設労働災害、公害災害の防止への努力が顕著である。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 安全衛生管理活動が活発である。			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 安全協議会活動に取り組んでいる。					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他					
理由:							
※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。(該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		評価対象項目					
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 工事の関係書類及び資料整理が良い。			<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。			<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。			<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 指示書、協議書が適切に交わされ、整理されている。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 段階確認の確認項目が実施され、必要項目が適正に記載されている。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 施工状況把握資料の監督員の確認が行われている。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 品質確保のための対策など施工に関する工夫がみられる。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 施工計画書に自社の管理基準等が作成され管理されている。			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 工事記録の整備が適時、的確にされている。					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 工事記録写真等の整理に工夫がみられる。					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 その他					
理由:						※上記に1項目でも該当した場合はd ※上記に2項目該当した場合はe	
		該当項目が90%以上.....a	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。				
		該当項目が80~90%未満...b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。				
		該当項目が60~80%未満...c	③評価値()=()評価数/()対象評価項目数				
		該当項目が60%未満.....d	④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e			
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 ()	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内で、「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内で、「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内で、「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内で、「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘により修補を行った。			
		※ 評価した工種名を記載すること。 ●評価対象項目 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td style="width: 20px;">削除</td> <td style="width: 20px;">チェック</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>1 出来形管理表又は管理図表(測定基準に「寸法表示箇所」又は「測点毎」と記載された測定項目を含む。)及び工事完成図が過不足なく整理されていることが確認できる。</p> <p>◎ <input type="checkbox"/> 2 出来形管理の結果が、施工計画書に設定した自社施工管理基準を管理点数の8割以上で満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3 写真管理基準の管理項目及び管理点数が基準を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 4 不可視部分の出来形が、写真で管理できる。</p> <p>◎ <input type="checkbox"/> 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 6 その他</p>						削除	チェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
削除	チェック										
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定を行うものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 1の「寸法表示箇所」と記載された測定項目とは、えん堤工、橋台躯体工、橋脚躯体工などの設計図面の寸法表示箇所のことである。</p> <p>⑤ 1の「測点毎」と記載された測定項目とは、護岸工・流路工の幅(W1・W2)など、横断面図等に寸法表示がなくても管理すべき測定項目のことである。</p> <p>⑥ 1において、道路改良工事に必要な測定項目(W1・W2・W3)を管理していない場合は評価しない。</p> <p>⑦ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> <p>⑧ ◎印は加点項目である。5については、新工種における特殊工事で、技術的根拠を基に監督員と協議の上新たに管理基準を設けた場合に限定して評価する。新工種でも他の規格値を準用した場合は評価しない。</p>											

3 出来形及び出来ばえ

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	a		a'		b		b'		c		d		e	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 コンクリート 構造物工事	削除	チェック	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工していることが確認できる。 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻き出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理及び面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 鉄筋を露出した状態で完了する場合、防さびの処置が適切に行われていることが確認できる。 圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照 その他 <p>理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 200px;"></div> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>											
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>													

3 出来形及び出来ばえ

〔記入方法〕 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 土工事(切土、盛土、堤防等工事)	削除	<input type="checkbox"/>													
		チェック	<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
		☆	<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
		☆	<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
			<input type="checkbox"/>													
				<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 雨水等による滞水、流入が起これないように、排水対策を実施していることが確認できる。 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。 置換えのための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 締固めを適切な条件(巻き出し厚、含水比、転圧機械)で施工していることが確認できる。 芝付け及び種子吹付けが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 盛土材料試験(土の締固め試験(CBR試験))及び現場密度の測定等必要な試験を行っている。 法面に有害な亀裂がない。 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。 その他 <p style="margin-left: 100px;">理由</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 200px; height: 40px; margin-left: 100px;"></div> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が60%未満 c</p> <p style="margin-left: 100px;">評 価 数</p> <p style="margin-left: 100px;">評価該当項目数</p> <p style="margin-left: 100px;">評 価 値</p>												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。</p> <p>⑤ 当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p> </div>																

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	a		a'		b		b'		c		d		e					
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 護岸・根固 ・水制工事 ブロック(石) 積工(張工)	削除	チェック	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照												品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
		● 評価対象項目	【共通】	1 基礎工(護岸)において、掘り過ぎがなく施工しているとともに、施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 2 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 3 設計図書に基づくコンクリートが使用され、コンクリート受入れ時に必要な試験を実施している。加えて、コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め・養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 5 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理及び面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されてないことが確認できる。 6 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 7 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は、監督員と所定の協議を行っている。 8 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 9 製品にひび割れ等の損傷なく設置されているとともに、ゴミ・泥等が付着してないことが確認できる。 10 植生工で、植生の種類、品質、配合、及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照 【護岸工、ブロック(石)積工(張工)】 12 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めが、空隙が生じていないよう十分行われており、抜型枠の処理が適切であることが確認できる。 13 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行われていることが確認できる。 14 水抜き孔は適切な位置に設けられ、吸い出し、目詰まりのないよう施工されている。 15 伸縮目地は適切な位置に設けられている。 16 丁張りを3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 17 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性が確保されていることが確認できる。 【根固め・水制工・植生工】 19 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 20 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(根固工では連結金具のネジ山つぶしが確認できる。) 21 その他															
				理由															
				●判断基準															
				評価値が90%以上 a															
				評価値が80%以上90%未満 a'															
				評価値が70%以上80%未満 b															
				評価値が60%以上70%未満 b'															
				評価値が60%未満 c															
				評 価 数															
				評価該当項目数															
				評 価 値															
				①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。															

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)及びその他鋼構造物〔水管橋、水門・樋門工(扉体工)〕	削除														
		チェック														
			●評価対象項目													
			【工場製作関係】													
			1 鋼材の種類が、品質を証明する書類又は現物により照合されていることが確認できる。													
			2 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。													
			3 溶接作業に当たり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。													
			4 溶接施工に係る施工計画書が提出されていることが確認できる。													
			5 孔空けによって生じたまくれが削りとられているなど、きめ細やかに製作されていることが確認できる。													
			6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。													
			7 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。													
			8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。													
			9 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。													
			10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。													
			【架設関係】													
		☆	11 ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。													
			12 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。													
			13 高力ボルトの締め付けが、中心から外側に向かって行われていることが確認できる。													
			14 高力ボルトの品質証明書等で確認できる。													
			15 支承の据付けで、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。													
☆	16 架設に当たって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。															
	17 架設に用いる仮設備及び架設用機材については、品質・性能が確保できる規模と強度を有することが確認できる。															
	18 現場塗装部のケレン及び膜厚管理が適切に行われていることが確認できる。															
	19 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認が行われていることが確認できる。															
	20 その他 理由															
	理由															
	●判断基準															
	評価値が90%以上 a															
	評価値が80%以上90%未満 a'															
	評価値が70%以上80%未満 b															
	評価値が60%以上70%未満 b'															
	評価値が60%未満 c															
	評 価 数															
	評価該当項目数															
	評 価 値															

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。
 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。

3 出来形及び出来ばえ

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	a		a'		b		b'		c		d		e														
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む。)	削除	チェック	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照												品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。											
		●評価対象項目		<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工していることが確認できる。 2 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 3 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 4 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 5 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 6 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 7 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 8 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 9 地山とのすりつけが適切に行われていることが確認できる。 10 鉄筋及び鋼材の規格が、品質を証明する書類等で確認できる。 11 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いたした場合を含む。) 12 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 13 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 14 止水板が適正な位置に配置されている。 15 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 16 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 17 アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。 18 グラウトの注入に当たり、グラウトが孔内から排出されるまで連続して注入作業が行われている。 19 ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。 20 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 <p>【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸を含む。)]</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。 22 ライナープレートの組立てに当たり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 23 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 24 集・排水ボーリング工の方向及び角度が適正となるように施工上の配慮がなされていることが確認できる。 25 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照 26 その他 																								
		●判断基準		<table border="0"> <tr> <td>評価値が90%以上</td> <td>..... a</td> <td rowspan="5">評 価 数</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>..... a'</td> </tr> <tr> <td>評価値が70%以上80%未満</td> <td>..... b</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%以上70%未満</td> <td>..... b'</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%未満</td> <td>..... c</td> </tr> </table> <p>評 価 該 当 項 目 数</p> <p>評 価 値</p>														評価値が90%以上 a	評 価 数	評価値が80%以上90%未満 a'	評価値が70%以上80%未満 b	評価値が60%以上70%未満 b'	評価値が60%未満 c
		評価値が90%以上 a	評 価 数																								
		評価値が80%以上90%未満 a'																									
		評価値が70%以上80%未満 b																									
		評価値が60%以上70%未満 b'																									
		評価値が60%未満 c																									
				<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、「c」評価とする。</p> <p>⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>																								

3 出来形及び出来ばえ

●判断基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

評 価 数
評価該当項目数
評 価 値

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。
- ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】 二次製品構造物、小型構造物	削除														
		チェック														
		☆														
		☆														
		☆														
		<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 盛土又は埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理及び面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 製品に有害なひび割れ等の損傷がない、又は損傷部を適切に補修している。 JIS製品以外の製品は、外観及び品質規格証明資料が整っている。 製品のかみ合わせが適切に施工されている。また、組立製品の連結等の適切な施工が、点検資料等により確認できる。 緊張及びグラウト管理が適切に実施され、記録により確認できる。 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 その他 <p>理由</p> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が60%未満 c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>														
<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>																

3 出来形及び出来ばえ

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	a		a'		b		b'		c		d		e			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照															
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 ☆ 基礎工事及び地盤改良工事	削除	チェック	● 評価対象項目 【杭関係共通】 1 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 2 既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録が整理されていることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 掘削機械の水平度、安全度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。												品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
				【コンクリート杭、鋼管杭】 5 杭の仮置き方法が適切である。 6 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。 7 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。													
				【場所打杭(オールケーシング、リバース、アースドリル工法等)】 8 場所打杭についてトレミー管等をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 9 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 10 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 11 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量等の測定結果が確認できる。 12 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。 13 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 14 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いた場合を含む。) 15 コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 16 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 17 スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 18 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。													
				【深礎杭】 19 ライナープレートの組立てに当たり、偏心と歪みが少なくなるよう配慮して施工していることが確認できる。 20 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 21 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料が、整理されていることが確認できる。 22 裏込材(グラウト用モルタル)が設計図書に基づく配合試験及び試験練が行われており、適切なモルタルの規格が確認できる。 23 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 24 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。 25 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 26 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いた場合を含む。) 27 コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 28 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 29 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。													
				【鋼管井筒基礎工】 30 杭の仮置き方法が適切である。 31 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。													

3 出来形及び出来ばえ

- | | | |
|--|----|--|
| | 32 | コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、単位水量、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。 |
| | 33 | 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高を適切に行っている。 |
| | 34 | 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 |
| | 35 | 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いたした場合を含む。) |
| | 36 | コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 |
| | 37 | 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 |

【地盤改良工事関係】

- | | | |
|--|----|--|
| | 38 | 施工地盤は不陸整正され、安定剤が路床土と均一にかくはん混合されていることが確認できる。 |
| | 39 | 安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている。 |
| | 40 | 置き換え掘削深さ及び幅は設計図書どおり確保され、一層の敷均し厚は所定の仕上がり厚で十分に締め固められている。 |
| | 41 | サンドドレーン・ペーパードレーン工法では、材料の使用量が記録されている。 |
| | 42 | 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 |
| | 43 | セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料が、整理されていることが確認できる。 |
| | 44 | 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等が行われていることが確認できる。 |
| | 45 | 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 |
| | 46 | 設計図書に示された六価クロム溶出試験が行われ、監督員の承諾がなされていることが確認できる。 |
| | 47 | その他 |

理由

●判断基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

評 価 数
 評価該当項目数
 評 価 値

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。
 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。

3 出来形及び出来ばえ

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e				
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。					
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 コンクリート橋工事(PC及びRCを対象) ☆ ☆ ☆	<input type="checkbox"/>	削除	<input type="checkbox"/>	チェック	<p>● 評価対象項目</p> <p>1 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量等の測定結果が確認できる。</p> <p>3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>4 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>5 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>6 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>7 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会した場合を含む。)</p> <p>8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>9 圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。</p> <p>10 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>11 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>12 スペースの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。</p> <p>13 シース、PC鋼材の配置が適切であることが確認できる。</p> <p>14 プレベーム桁のプレフレクション管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。</p> <p>15 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。</p> <p>16 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が設計図書の仕様を満足することが確認できる。</p> <p>17 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>18 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。</p> <p>19 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>20 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照</p> <p>21 その他</p>											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。	
		<p>理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div>																	
				<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が60%未満 c</p>															
				<p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p>															
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、[c]評価とする。</p> <p>⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p> </div>																	

3 出来形及び出来ばえ

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 ☆ 塗装工事	削除														
		チェック														

● 評価対象項目

- 1 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- 2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。
- 4 塗料を使用前にかくはんし、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- 5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- 6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- 7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- 9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- 10 その他 理由

● 判断基準

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上90%未満 a'

評価値が70%以上80%未満 b

評価値が60%以上70%未満 b'

評価値が60%未満 c

評 価 数
評価該当項目数
評 価 値

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、[c]評価とする。

⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。

3 出来形及び出来ばえ

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e	
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ品質】 植栽工事 ☆	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。	
● 評価対象項目 【共通】 1 土壤硬度試験及び土壤試験(PH)を実施し施工に反映している。 2 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 4 樹木などに損傷、はちぐすれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 5 土壤改良材等(種類、施用量、施用方法等)は適切に施工されている。 【高中低木植栽及び移植】 6 施工完了後、余剰枝のせん定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 7 移植木の管理(掘り取り、せん定、運搬、養生等)が適切に行われていることが確認できる。 8 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 9 植えた樹木に対して余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。 10 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 【地被類植栽】 11 芝、地被は病虫害がなく、生育・緊密度に優れ、雑物の混じっていないものが使用されている。 12 地被植物は草姿、草勢、ポット内の根茎等の品質の良いものが使用されている。 13 芝張り後の処置が適切で活着している。 14 その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・・・c 評 価 数 評価該当項目数 評 価 値
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p> </div>									

3 出来形及び出来ばえ

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
		<input type="checkbox"/> a	<input type="checkbox"/> a'	<input type="checkbox"/> b	<input type="checkbox"/> b'	<input type="checkbox"/> c	
3. 出来形及び出来ばえ	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【II 品質】</p> <p>☆</p> <p>防護柵・標識・区画線等設置工事</p> <p>☆</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 3 防護柵等の基礎工の施工に当たって、二次製品構造物、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4 防護柵等の支柱の施工に当たって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 5 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えているのが確認できる。 6 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 7 防護柵等の組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。 8 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。 9 区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。 10 溶融式、高視認性区画線の施工では、常に180~220℃の温度で塗布できるよう溶解槽の温度管理がなされていることが確認できる。 11 区画線の施工に当たって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 12 区画線を消去する場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 13 プライマーの施工に当たって、路面に塗布していることが確認できる。 14 防護柵(網)、標識、区画線等の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 その他 <p style="text-align: center;">理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が60%未満 c</p> <p style="text-align: center;">評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p> </div> </div>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>					
<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、「c」評価とする。</p> <p>⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>							

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	a		a'		b		b'		c		d		e	
		削除	チェック	削除	チェック	削除	チェック	削除	チェック	削除	チェック	削除	チェック	削除	チェック
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照													
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】 港湾築造工事(しゅんせつ海岸築造工事を含む。) ☆ ☆														
		● 評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 【しゅんせつ・床掘関係】 3 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 4 しゅんせつ工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 【地盤改良関係】 5 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 6 浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。 7 サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 8 ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できる。 9 打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。 10 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 11 前記7、8、9以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 12 サンドコンパクションパイル、深層混合処理において、盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 13 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む。)で確認できる。 14 マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 15 被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 16 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 【本体:杭及び矢板、控工関係】 17 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む。)で確認できる。 18 鋼材の保管に当たり、変形及び塗覆面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。 19 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 20 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 21 タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 22 タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 23 溶接及び切断について、仕様書等設計図書に定められたとおり行われていることが確認できる。 【本体:ケーソン据付、ブロック据付関係】 24 ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、所定の位置に異常なく仮置きされていることが確認できる。 25 ケーソン及び既設構造物等に破損がなく施工されている。 26 ケーソンの据付けの際に、既設構造物との接触面に付着している貝・海草類を除去している。 27 コンクリートブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 【コンクリート関係】 28 設計図書に基づく混凝土が使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 29 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 30 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 31 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 32 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 33 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。													
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。													
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。													

3 出来形及び出来ばえ

		<p>34 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>35 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>36 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>37 スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。</p> <p>☆ 38 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>39 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>40 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照</p>		
		<p>41 その他</p> <p style="margin-left: 20px;">理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div>		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p style="text-align: center;">評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>		
			<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。</p> <p>⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>	

3 出来形及び出来ばえ

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e		
				品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土工工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照										品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。	
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】 補強土壁工事 ☆ ☆ ☆	削除	チェック	● 評価対象項目													
				【共通】													
				1 施工面が平滑に仕上げられ、支持力が確認されている。													
				2 盛土材の材料試験が実施され、現場に反映されている。													
				3 盛土の締固めが適切な条件(含水比、人力機械別、巻き出し厚・敷均し、転圧作業等)で施工され現場密度も確認できる。													
				4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。													
				5 盛土材、壁面材等の諸材料の保管管理が適切である。													
				6 壁面材等の材料の品質・規格がミルシート、工場管理資料等より確認できる。													
				7 製品に有害な損傷等がなく、又は損傷部等を適切に補修している。													
				【テールアルメ、多数アンカー】													
				8 壁面材と補強材の取付けの適切な施工が、点検記録等により確認できる。													
				9 補強材の取付角度が適切で、水平に敷設されている。													
				10 透水防砂材の取付けが適切に行われている。													
				11 目地材の設置が適切に行われている。													
				【ジオテキスタイル】													
		12 壁面材とジオテキスタイル(補強材)の連結等組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。															
		13 ジオテキスタイルは壁面材に対して直角かつ水平に敷設され、適度に緊張・固定されている。															
		14 シート、植生マットの取付けが適切に行われている。															
		15 その他															
		理由															
		● 判断基準															
		評価値が90%以上 a															
		評価値が80%以上90%未満 a'															
		評価値が70%以上80%未満 b															
		評価値が60%以上70%未満 b'															
		評価値が60%未満 c															
		評 価 数															
		評価該当項目数															
		評 価 値															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。 </div>																	

3 出来形及び出来ばえ

【検査員】

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】 軽量盛土工事 ☆	削除														
		チェック														
<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発泡スチロールブロック(以下「発泡材」という。)の設置基面が平滑に仕上げられている。 2 地下水の排水や雨水排水が適切に行われ、レベリング層がドライな状態に保たれている。 3 発泡材の保管・管理が適切に行われている。 4 発泡材の目地の開き、段差が適切に処理されている。 5 発泡材部と盛土部間の隙間の埋戻しが適切に行われている。 6 発泡材のカットが適切に行われている。 7 発泡材の緊結金具の設置が適切に行われている。 8 製品の材質は適正で、品質が確認できる。 9 発泡材の割付図が提出されており、現場と一致している。 10 その他 <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が60%未満 c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>																
<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>																

3 出来形及び出来ばえ

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e		
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。			
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 下水道工事 ☆ ☆ ☆ ☆	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		● 評価対象項目 【共通】 1 マンホール用品の規格・品質が資料・書類等で確認できる。 2 管渠の規格・品質が資料・書類等で確認できる。 3 コンクリート打設が的確にされていることが確認できる。 【開削工】 4 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 5 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 6 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 【推進工】 7 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 8 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工が行われていることが確認できる。 9 推進作業等がデータで確認できる。 10 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド工】 11 セグメントの規格・品質が資料・書類等で確認できる。 12 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。 13 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 14 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工が行われていることが確認できる。 15 シールド推進作業等がデータで確認できる。 16 裏込め注入状況がデータで確認できる。 17 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【管更生】 18 仕様書等に定められている品質管理が実施されている。 19 材料の品質規格証明書が整備されている。 20 事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。 21 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われている。また製管材を使用する場合、裏込め材の注入量の記録管理が適切に行われている。 22 その他														品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
		● 判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c 評 価 数 評価該当項目数 評 価 値															
		理由															
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。															

【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】	削除	チェック	<p>● 評価対象項目</p> <p>【クラック補修(ひびわれ注入)】</p> <p>1 施工面の泥等を除去していることが確認できる。</p> <p>2 クラックの中心位置に注入器を取り付け、シーラ材硬化後に注入していることが確認できる。</p> <p>3 主剤と硬化剤のかくはん、配合が適正に管理され、可使用時間内の施工が確認できる。</p> <p>4 天候等現場状況を確認し、気温、湿度等の計測を行い作業していることが確認できる。</p> <p>5 注入材の硬化養生後、シーラ部を平たんに仕上げていることが確認できる。</p> <p>6 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。</p> <p>7 その他 理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 200px; margin-left: 20px;"></div>											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
	橋梁補修修繕工事	☆	<p>【橋梁塗装】</p> <p>8 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。</p> <p>9 ケレンを入念に実施していることが確認できる。</p> <p>10 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。</p> <p>11 塗料を使用前にかくはんし、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。</p> <p>12 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。</p> <p>13 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。</p> <p>14 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。</p> <p>15 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。</p> <p>16 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。</p> <p>17 その他 理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 200px; margin-left: 20px;"></div>													
		☆	<p>【伸縮継手】</p> <p>18 既設伸縮装置撤去が適切に行われ、清掃されていることが確認できる。</p> <p>19 鉄筋の加工・組立て、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる。</p> <p>20 コンクリート打設が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p>21 プライマー等が均一に塗布され、可使用時間、養生が適切であることが確認できる。</p> <p>22 シール(止水)材充填が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p>23 弾性合材舗装が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p>24 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。</p> <p>25 その他 理由</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 200px; margin-left: 20px;"></div>													

3 出来形及び出来ばえ

- | | | |
|---|--|---|
| | | 【含浸材塗布】 |
| ☆ | | 26 高圧洗浄水等で洗浄後、基面を乾燥させていることが確認できる。 |
| | | 27 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 |
| | | 28 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる。 |
| | | 29 塗布後の養生が適切に施工されていることが確認できる。 |
| | | 30 含浸材の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 |
| | | 31 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 |
| | | 32 その他 理由 |

- | | | |
|---|--|---|
| | | 【断面修復工】 |
| ☆ | | 33 はつり、防さび処理が適切にされていることが確認できる。 |
| | | 34 プライマーが均一に塗布され、可使用時間、養生が適切であることが確認できる。 |
| | | 35 かくはん、配合が適正に管理され、可使用時間内の施工が確認できる。 |
| | | 36 充填後、雨水にさらされないよう養生されていることが確認できる。 |
| | | 37 断面修復後にクラックがないことが確認できる。 |
| | | 38 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 |
| | | 39 その他 理由 |

●判断基準

- 評価値が90%以上 a
- 評価値が80%以上90%未満 a'
- 評価値が70%以上80%未満 b
- 評価値が60%以上70%未満 b'
- 評価値が60%未満 c

評 価 数
 評価該当項目数
 評 価 値

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。
 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。

3 出来形及び出来ばえ

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											<input type="checkbox"/>	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	<input type="checkbox"/>	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】 維持修繕工事	削除	チェック	●評価対象項目											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
				1 理由:												
				2 理由:												
				3 理由:												
				4 理由:												
				5 理由:												
				6 理由:												
		●判断基準														
		該当項目が6項目以上 a 該当項目が5項目 a' 該当項目が4項目 b 該当項目が3項目 b' 該当項目が2項目以下 c														

3 出来形及び出来ばえ

[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。

考査項目	細 別	<input type="checkbox"/>	a	<input type="checkbox"/>	a'	<input type="checkbox"/>	b	<input type="checkbox"/>	b'	<input type="checkbox"/>	c	<input type="checkbox"/>	d	<input type="checkbox"/>	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。		
3. 出来形及び出来ばえ	【Ⅱ 品質】 上記以外の工事	削除	チェック	● 評価対象項目											品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
				1												
				2												
				3												
				4												
				5												
				6												
				7												
		● 判断基準 該当項目が6項目以上 a 該当項目が5項目 a' 該当項目が4項目 b 該当項目が3項目 b' 該当項目が2項目以下 c														
注 評価対象項目は6項目以上とする。																

考查項目 <small>該当 工程 をマソク</small>	工種	評価 入力 欄	a		b	c	d
			チェック	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事		<input type="checkbox"/>	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックがない。 5 漏水がない。 6 全体的な美観が良い。		※	該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d
	土工事 (盛土・築堤工事等)		<input type="checkbox"/>	1 仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 全体的な美観が良い。		※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d
	切土工事		<input type="checkbox"/>	1 切土法面の施工に当たって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 2 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。 3 施工面等の木根等が確実に施工処理されている。 4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 6 残土等は適切に処理されている。 7 全体的な美観が良い。		※	該当6項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d
	護岸・根固・水制工事 ブロック積工事		<input type="checkbox"/>	1 通りが良い。 2 材料のかみ合わせが良く、クラックがない。 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 4 既設構造物とのすりつけが良い。 5 全体的な美観が良い。		※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d
	鋼橋工事 水管橋工事 水門・樋門工(扉体工)工事		<input type="checkbox"/>	1 表面に補修箇所がない。 2 部材表面に傷及びさびがない。 3 溶接に均一性がある。 4 塗装に均一性がある。 5 全体的な美観が良い。		※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d
	地すべり防止工事		<input type="checkbox"/>	1 地山との取り合いが良い。 2 天端及び端部の仕上げが良い。 3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 4 全体的な美観が良い。		※	該当3項目以上……a 該当2項目以上……b 該当1項目以上……c 該当項目なし……d
	舗装工事		<input type="checkbox"/>	1 舗装の平坦性が良い。(平坦性1.2以下) 2 構造物の通りが良い。 3 端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 雨水処理が良い。 6 全体的な美観が良い。		※	該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d
	法面工事		<input type="checkbox"/>	1 通りが良い。 2 植生、吹付等の状態が均一である。 3 端部処理が良い。 4 全体的な美観が良い。 5 湧水処理が良い。 6 クラックがない。 7 全体的にバラツキがなく発芽の状況が良好である。		※	該当6項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d

審査項目	該当 工種 をマソク	工種	評価 入力 欄	a		b	c	d	
				仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい		他 の 事 項 に 該 当 し な い 場 合	仕 上 げ が 悪 く、全 体 的 に 美 観 が 悪 い		
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工工事 (地盤改良等を含む。)			1	土工関係の仕上げが良い。	※	※	該当3項目以上……a 該当2項目以上……b 該当1項目以上……c 該当項目なし……d	
				2	通りが良い。				
				3	端部及び天端の仕上げが良い。				
				4	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる				
	コンクリート橋工事				1	コンクリート構造物の表面状態が良い。	※	※	該当6項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d
					2	コンクリート構造物の通りが良い。			
					3	天端及び端部の仕上げが良い。			
					4	支承部の仕上げが良い。			
5					クラックがない。				
6					漏水がない。				
7					全体的な美観が良い。				
塗装工事 (工場塗装を除く。)				1	塗装の均一性が良い。	※	※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
				2	細部まできめ細かな施工がされている。				
				3	補修箇所がない。				
				4	ケレンの施工状況が良好である。				
				5	全体的な美観が良い。				
植栽工事				1	樹木の活着状況が良い	※	※	該当6項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d	
				2	支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。				
				3	支柱の取り付けが堅固である。				
				4	生垣、列植等の通りが良い。				
				5	全体の整地の仕上り面が平滑で、美観が良い。				
				6	石組みは適切に施工されている。				
				7	全体的な美観が良い。				
防護柵(網)工事				1	通りが良い。	※	※	該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d	
				2	端部処理が良い。				
				3	部材表面に傷及びさびがない。				
				4	既設構造物等とのすりつけが良い。				
				5	きめ細やかに施工されている。				
				6	全体的な美観が良い。				
標識工事				1	設置位置に配慮がある。	※	※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
				2	標識の向き及び角度並びにその支柱の通りが良い。				
				3	標識板の支柱に変色がない。				
				4	支柱基礎が入念に埋め戻されている。				
				5	全体的な美観が良い。				
区画線工事				1	塗装の塗布が均一である。	※	※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
				2	視認性が良い。				
				3	接着状態が良い。				
				4	施工前の清掃が入念に実施されている。				
				5	全体的な美観が良い。				
ほ場整備工事				1	整地仕上げが良い。	※	※	該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d	
				2	石れき、雑物等が良好に処理されている。				
				3	水路、道路等が的確に施工されている。				
				4	附帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い。				
				5	法面仕上げが良い。(通り、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧)				
				6	全体的な美観が良い。				

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	該当 工種 をチェック	工種	評価 入力 欄	a		b		c		d	
				チェック	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い			
		暗渠排水工事		<input type="checkbox"/> 1 埋戻し、仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 2 石礫、雑物等が良好に処理されている。 <input type="checkbox"/> 3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 4 水閘、排水口の設置が的確である。 <input type="checkbox"/> 5 全体的な仕上がりが良い。					※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
		港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む。)		<input type="checkbox"/> 1 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 3 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 4 きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 5 全体的な美観が良い。					※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
		二次製品構造物 小型構造物工事		<input type="checkbox"/> 1 現場打コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> 2 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 4 製品のかみ合わせが良い。 <input type="checkbox"/> 5 クラックがない。 <input type="checkbox"/> 6 漏水がない。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な美観が良い。					※	該当6項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d	
		補強土壁工事 軽量盛土工事		<input type="checkbox"/> 1 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 <input type="checkbox"/> 2 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 4 構造物へのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 5 全体的な美観が良い。					※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
		下水道工事		<input type="checkbox"/> 1 開削、マンホールの埋戻し、仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 3 管渠の接続、通り、勾配、マンホールの取付けが的確である。 <input type="checkbox"/> 4 マンホール(組立・小型・汚水樹)の設置、施工方法が的確である。 <input type="checkbox"/> 5 全体的な仕上がりが良い(附帯工を含む。)。					※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
		橋梁補修修繕工事		<input type="checkbox"/> 1 伸縮装置が適切に施工され段差がない。 <input type="checkbox"/> 2 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 3 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 4 クラック補修の表面仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 5 断面修復の表面仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 6 細部まできめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な美観が良い。					※	該当6項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以上……d	
		維持補修工事		<input type="checkbox"/> 1 小構造物等にも注意が払われている。 <input type="checkbox"/> 2 きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 3 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 4 全体的な美観が良い。					※	該当3項目以上……a 該当2項目以上……b 該当1項目以上……c 該当項目なし……d	
		上記以外の工事又は合併工事		<input type="checkbox"/> 1 理由: <input type="checkbox"/> 2 理由: <input type="checkbox"/> 3 理由: <input type="checkbox"/> 4 理由: <input type="checkbox"/> 5 理由:					※	該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以上……d	
※ 該当工種からの考査項目で考査し、最大考査項目は5項目とする。											

審査項目	対応事項	事例
4. 工事特性 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他</p> <p>理由:</p> <p>※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土又は盛土工の土工量:15万以上、護岸・築堤の直高:10m以上、トンネル(シールド)の直系:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、せき又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、せき又は水門の扉体面積:50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の直高:20m以上、トンネル(NATM)の内空断面積:85㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空断面積:300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工の施工幅:100m以上、地滑り防止工の法長:150m以上、しゅんせつ工のしゅんせつ土量:100万㎡以上、流路工の流路体積:500㎡以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400㎡/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上</p> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて安定計算等の再設計が必要な工事 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事 <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するために新技術又は新工法を採用した工事 ・パイロット工事又は特異な試験フィールドで特許工法等を用いて技術的な検討が必要な工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄い場合、FEM解析などによる検討が必要な工事
	<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7 現道道での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他</p> <p>理由:</p> <p>※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば5点の加点とする。</p>	<p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整(週1回以上)や環境対策などの制約(通常の作業工程の1.5倍)が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限(通常の作業工程の1.5倍)を受けた工事 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量がおおむね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事 <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に非常に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

考査項目	対 応 事 項	事 例
4. 工事特性 施工条件等への対応	<p>Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13 急しゅんな地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15 その他</p> <p>理由： ※上記の対応事例に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>Ⅳ 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16 12か月以上超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間を除く。) ※ただし、文書注意に至らなかった事故を除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 17 その他 ※上記の対応事例に1つ以上レ点が付けば5点の加算とする。</p> <p>理由：</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高くウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎ごとに地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事 <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸、港湾又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急しゅんな地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。若しくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工を除く。) ・斜面上又は急しゅんな地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事(原則、本堤工事の掘削工事のみとし、流路工を除く。) <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛きん類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が特に必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
【記述評価】 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評点： 点	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大18点の加算評価とする。
 ※2. 「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

審査項目	細別	創意工夫キーワード一覧
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <p><input type="checkbox"/> 1 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 4 部材・機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 5 設備工事における加工や組立て等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 7 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 9 運搬車両・施工機械等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 10 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>【新技術等活用】</p> <p><input type="checkbox"/> 15 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 16 ICT施工技術を活用した工事。※本項目は、鳥取県県土整備部ICT活用工事実施要領3(1)から(5)までの全ての項目においてICT活用を行った工事について4点の加点とする。 ただし、1項目でも実施していない場合は、加点評価しない。</p> <p>【品質】</p> <p><input type="checkbox"/> 17 土工、設備、電気に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 18 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 19 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 20 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>【安全衛生】</p> <p><input type="checkbox"/> 21 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 22 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 23 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 24 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 25 有毒ガス及び可燃ガスの処理、粉塵防止、作業中の換気等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 26 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 27 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 28 環境保全に関する工夫</p> <p>【その他】</p> <p><input type="checkbox"/> 29 その他(理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 30 その他(理由)</p> <p>【記述評価】</p> <p>※レマークを付した評価内容を詳細記述</p> <p>評点: 点</p> <p>【創意工夫の詳細評価】</p>

- ※1. 施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために工夫した内容とその成果・結果が具体的に記載された事例について、特に評価すべきものを加点評価する。
施工時に本来配慮されるべきこと、一般的に普及しているもの及び単に市販品を導入・使用しただけのものについては原則として評価しない。
- ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点(項目16は4点、項目21は2点)で評価し、最大10点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※5. 施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に創意工夫に係る資料が提出されていること。

審査項目	細別	評価対象項目
6. 社会性等	地域への貢献等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p>2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>3) 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>4) 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p>5) 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>7) 災害時において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p>8) その他</p> <p>理由:</p> <p>評点: _____ 点</p> <p>・社会性等は、加点評価する。 ・加点は+7点~0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。</p> </div>

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
 ※1) 周辺環境への配慮とは、自主的な取り組み(例えば、汚濁防止フェンスの設置、絶滅危惧種の保存・保護等)で設計対象外のもの
 ※5) が評価対象の場合には、4)も評価する。(ダブル評価)
 ※5) 国、市町村、NPO法人等が広く呼びかけて開催する清掃活動等への参加は、評価の対象としない。
 ※8) インターンシップ事業への協力は、評価の対象としない。

7. 法令遵守等		法令遵守等の該当項目一覧表	
		評価対象項目	
		措置内容	点数
評点	1	指名停止3か月以上	-20点
	2	指名停止2か月以上3か月未満	-15点
	3	指名停止1か月以上2か月未満	-13点
	4	指名停止2週間以上1か月未満	-10点
	5	文書による警告	-8点
	6	上記項目該当なし	
<p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>※1「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p>			
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕され又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請、技術者の専任違反等) <input type="checkbox"/> 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払を期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積等の道路交通法違反により、逮捕され又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員が文書等により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>			

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		
請負業者名		
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して当該工事特有の難度が高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の高さ、延長等の規模が特殊な工事 ・ 構造物の形状が複雑であることなどから施工条件が特に変化する工事
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣構造物等への影響に配慮する工事 ・ 周辺環境条件により作業条件等に大きな影響を受ける工事 ・ 周辺住民等に対し騒音等を特に配慮する工事 ・ 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ・ 施工箇所が広範囲にわたる工事
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ・ 雨・雪・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ・ 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ・ 自然環境の保全に特に配慮が必要な工事
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12か月以上の工事で事故がなく完成した工事(全面一時中止期間を除く。)
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「工事特性」のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する。	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に伴う機械、器具、工具、装置類 ・ 二次製品、代替製品の利用 ・ 施工方法の工夫 ・ 仮設計画の工夫 ・ 施工管理等の工夫
	<input type="checkbox"/> 新技術等活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工等に関する工夫 ・ コンクリートに関する工夫 ・ 二次製品等の使用材料に関する工夫
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全施設・仮設備の配慮 ・ 安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境保全、動植物の保護 ・ 現場環境の地域への調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ ボランティアの実施

1 該当する項目の□にチェックマークを記入すること。

2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理すること。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工 事 名			/
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図・写真)			

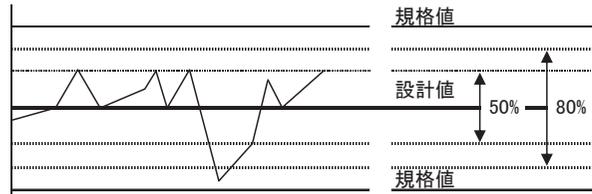
別紙1

記入方法及び留意事項

1 出来形及び品質のばらつきの考え方

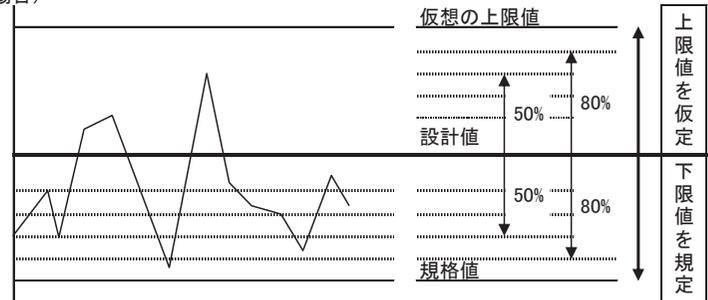
◎[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)



注1)「品質のばらつきが少ない」は、上記図の上・下限値の80%以内にあること。
 注2)「出来形のばらつきが少ない」は、上記図の上・下限値の50%、80%でa、bの判定をする。

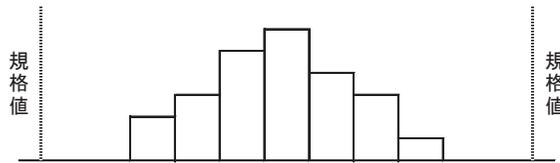
(下限値のみの場合)



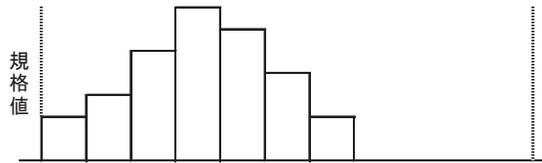
注1) 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
 注2) 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつきの判断から除外する。

◎[度数表又はヒストグラムの場合]

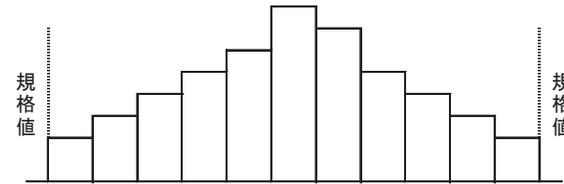
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



2 多工種複合工種の取扱い

- (1) 原則として、主たる工種と重要な工種について評定する。
- (2) 多工種複合工種で多工種を合併した場合、低い点数を採用する。
- (3) 必要があるときは、(1)以外の工種についても評定することができる。

3 コンクリート構造物のクラックについて

進行性又は有害なクラックが発生した構造物(特に重要構造物)では、検査の際までに発注者と協議し調査及び対応が実施されているか、いないかで判断する。

…… 調査結果により対応されていれば、チェックをするが、a評価はしない。

調査を含め対応されていない場合は、d以下の評価とする。

なお、クラックについては、下記指針等を参考とし判断をする。(「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学協会)、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」(土木学会))

4 運用表の記入方法及び評価の基本的な考え

【記入方法】

- (1) 各運用表の該当する項目ごとにチェックする。
- (2) 該当項目等の%及び個数によりa、b、c、d、eを判断し該当記号に○印を付ける。
- (3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

【評価の基本的な考え】

- (1) 出来形、品質の評定の基本は、施工管理基準で管理すべき項目及び点数ができていればc評価とする。
- (2) 運用基準を活用して評定を行う。
- (3) 「高度技術」、「創意工夫」は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。
- (4) 必須項目がある箇所の評価は、チェックが入らなければd評価とする。

5 「出来ばえ」で該当項目が減った場合の評定の考え方

		該当チェック項目数(個)							
		1	2	3	4	5	6	7	8
評 定 点	a	1	2	3	3	4	5	6	7
	b	1	1,2	2	2	3	4	4	4
	c	1	1	1	1	2	3	3	3
	d	無	無	無	無	1	2	2	2

6 「品質」で工種「河川浚渫」等の品質が該当しない場合の評定の考え方

上記の場合は、他の項目を評定し換算する。

「他の項目を評定し換算する」とは、工事成績採点表の検査員採点項目のうち「施工状況-施工管理」及び「出来形及び出来ばえ」の「出来形」、「出来ばえ」の採点に換算(割増し)する。